

## 北海道武蔵女子短期大学リポジトリ運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、北海道武蔵女子短期大学（以下「本学」という。）における北海道武蔵女子短期大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理及び運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程においてリポジトリとは、本学の教育・研究活動において得られた成果を、電子化して蓄積・保存し、学内外へ無償で公開することにより、学術研究の発展に寄与し、社会に貢献するシステムをいう。

### (管理運用)

第3条 リポジトリの管理運用は、図書館長の下、北海道武蔵女子短期大学附属図書館（以下「図書館」という。）が行うものとする。

2 リポジトリの管理運用に関する重要事項の決定については、図書館運営会議で審議する。

### (登録者)

第4条 リポジトリに成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍、または在籍したことがある教職員（非常勤教職員を含む）
- (2) その他図書館長が特に認めた者

### (登録対象)

第5条 リポジトリに登録することができる成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術論文、研究報告書、その他公開可能な研究・教育成果等であること
- (2) 登録者が作成に関与した教育・研究成果等であること
- (3) 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること
- (4) 公開することについて、問題が生じないものであること
- (5) その他図書館長が特に認めたもの

### (登録手続)

第6条 リポジトリに成果の登録を希望する者は、別に定める内規に従って、成果を図書館に提出するものとする。ただし、リポジトリへの登録を前提とする本学発行の紀要類についてはこの限りではない。

### (著作権と利用許諾)

第7条 著作権が登録者にある場合は、前条の登録手続をもって、著作権の一部（複製権及び公衆送信権）の行使を本学に許諾したものとみなす。

2 著作権が登録者を含む複数の者及び団体等に帰属している場合には、登録者はあらかじめ関係するすべての著作権者の許諾を得ておかなければならない。

### (保存と公開)

第8条 図書館長は、登録者から提供された成果について、公開すると判断した場合には、リポジトリに恒久的に保存し、無償で公開する。

2 登録者から、本人が作成に関与した成果について非公開を希望する旨申請があった場合、非

公開とすることができる。

(成果の利用)

第9条 ネットワークを通じて、リポジトリに登録された成果を利用する者は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(登録の削除)

第10条 図書館長は、次のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録された成果を削除できるものとする。

(1) 登録者が理由を付して削除の申請を行い、図書館長が承認した場合

(2) 図書館長が公開を適当でないと判断した場合

(免責事項)

第11条 登録された成果の内容に関する責任は登録者が負うものとする。

2 リポジトリでの成果の登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、本学は一切の責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、図書館運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。